

令和7年度第1回城陽市男女共同参画審議会会議録

日時：令和7年（2025年）8月29日（金）
14時00分～16時10分

場所：城陽市男女共同参画支援センターぱれっとJOYO 第1・2会議室

- 1 開会
 - 2 委嘱書交付
 - 3 市長挨拶
 - 4 委員紹介
 - 5 職員紹介
 - 6 議事
 - (1) 会長選出
 - (2) 副会長選出
 - (3) 第4次城陽市男女共同参画計画「さんさんプラン」
令和6年度取組状況報告
 - (4) 第4次城陽市男女共同参画計画の改定について
-

資料：

■第4次城陽市男女共同参画計画「さんさんプラン」令和6年度取組状況報告
報告① 指標項目と実績（まとめ）

〔内容〕 計画に設定した、19の指標項目の実績値と今年度取組予定

報告② 施策別事業数と実施状況（まとめ）

〔内容〕 計画に設定した、60の具体的施策の事業数と実施状況

報告③ 施策別事業の令和6年度実施状況等

■関連資料

報告①関連

（指標項目1）

- ・令和6年度審議会等における女性委員登用率

（令和6年4月1日時点）

【資料①】

■第4次城陽市男女共同参画計画の改定について【資料②】

第4次城陽市男女共同参画計画「さんさんプラン」改定版（原案）未定稿

【資料②-1】

出席者：

1 審議会委員

榎村会長、瀬尾副会長、阿部委員、一井委員、木佐一委員、澤田委員、大万委員、竹村委員、中筋委員、中西委員

2 市出席者

事務局 本城副市長、森田部長、森次長兼課長、奥館長、柿平課長補佐兼係長

議事内容：

(事務局)

それでは、ただ今から男女共同参画審議会の会議次第6・議事に入らせていただきます。なお、議事進行は、会長の互選まで、事務局が進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、本審議会の議事録については公開することとなっておりますのでご了承ください。

それでは議事(1)会長選出に入ります。まず、会長、副会長の選出についてでございますが、会長副会長の選出は、城陽市男女共同参画を進めるための条例施行規則第4条第2項の規定により、委員の互選となっております。会長の選出でございますが、いかがいたしましょうか。ご推薦等のご意見がありましたらお願いします。

(委員)

榎村委員が適任と思いますが、いかがでしょうか。

(事務局)

ただ今、榎村委員推薦のご提案がありましたが、いかがでしょうか。

(各委員)

榎村委員で異議なし。

(事務局)

ありがとうございます。それでは榎村委員に会長をお願いしたいと思います。

それでは議事(2)副会長選出に入ります。副会長の選出について、ご推薦等のご意見がありましたらお願いします。

(委員)

瀬尾委員が適任と思いますが、いかがでしょうか。

(事務局)

ただ今、瀬尾委員推薦のご提案がありました。いかがでしょうか。

(各委員)

瀬尾委員で異議なし。

(事務局)

ありがとうございます。それでは瀬尾委員に副会長をお願いしたいと思います。榎村委員、瀬尾委員におかれましては、お席を移動していただきご挨拶をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

—会長就任挨拶—

—副会長就任挨拶—

(事務局)

ありがとうございました。この後の議事進行につきましては、会長と交替させていただき、会長より進行をお願いいたします。副市長は公務のため、ここで退席させていただきます。

(会長)

それでは、ただ今から議事進行は私の方で進めさせていただきます。本日の案件は、2件となっております。

まず、議事(3)第4次城陽市男女共同参画計画「さんさんプラン」の令和6年度取組状況について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議事(3)についてご説明いたします。報告①指標項目と実績(まとめ)をもとに、第4次城陽市男女共同参画計画「さんさんプラン」の令和6年度の取組状況について報告します。

NO. 1「審議会などにおける女性委員の登用率」については、令和6年度の実績値は32.6%となっており、年々少しずつ増加しています。NO. 2「女性委員がいない審議会などの数」は、令和6年度の実績値は3委員会となっており、年々減少しています。関連資料として、資料①で全審議会等の状況をまとめています。

NO. 3「市職員の管理・監督職に占める女性職員の割合」については、令和6年度の実績値は16.6%です。本市では、管理・監督職になる年齢層の女性職員が少ない状況があり、まずは女性職員の割合を増やしていくよう取り組んでいるところです。

NO. 4「保育所及び学童保育所の待機児童人数」については、令和6年度の実績値はいずれも0人となっています。

NO. 5「ワーク・ライフ・バランス推進宣言を行う企業数」について、令和6年

度の実績値は43社、NO. 6「「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス認証企業数」の令和6年度の実績値は10社となっています。

NO. 7「各職員の1年間の超過勤務時間数」について、360時間を超過した職員割合の実績は、令和6年度が8.6%で、年々減少してきています。

NO. 8「女性の就労支援事業数（講座数）」について、令和6年度の実績値は、働く女性の家を所管する商工観光課で75講座、ぱれっとJOYOを所管する市民活動支援課で1講座となっています。令和5年度に比べて、商工観光課での講座数が減少していますが、よりニーズに合った講座となるよう内容を見直すなかで開催回数が減少したものです。令和12年度までの10年間で合計890講座を目標値としており、継続的に開催していきたいと思っています。

NO. 9「労働力率」は国勢調査の数値を利用しており、令和2年調査では、男性66.4%、女性48.8%、男女差17.6ポイントとなっています。

NO. 10「男女共同参画推進登録団体数」は、令和6年度は28団体となり、令和12年度の目標値は45団体ですが、コロナ禍で活動を縮小された団体も多く、団体の高齢化などの課題もあり、増やしていくことが難しい状況です。

NO. 11「市内全域での男女共同参画に関する事業の実施」については、計画期間中に全5中学校区での実施を目標としているものです。男女共同参画支援センターは市内に1館しかないことから、各地域のコミセンなどで事業を行い、遠方の方にも館を知ってもらうことを目的としています。令和6年度は3件実施しました。令和7年度の実施により、全5中学校区での実施を達成しています。

NO. 12「全小学校区における女性の地域防災リーダーへの登用」について、令和6年度実績値は8校区25人となっており、女性防災リーダーがいない小学校区は、深谷小学校区と青谷小学校区となっています。

NO. 13「男女共同参画支援センターにおける女性相談の認知状況」については、計画の策定・改定前に行うアンケートで調査を実施しており、令和6年度の調査では32.1%となっており、前回の令和元年度調査の28.6%に比べて、3.5ポイント増加しています。

NO. 14「DV相談者への支援」については、新規相談者1年以内の終結を目標としています。令和6年度のDV相談件数は16件で、概ね1年以内に終結しています。

NO. 15「乳がんの検診受診率」については、令和6年度の実績値10.7%、NO. 16「子宮頸がんの検診受診率」については、令和6年度の実績値10.0%となっています。

NO. 17「男女共同参画支援センター事業参加者へのアンケートの実施」については、これまで事業の効果測定をあまり行っていなかったことから、指標項目として設定したものです。テーマへの理解度80%以上を目標値としていたところ、令和6年度実績では90.1%となりました。

NO. 18「広報じょうよう及び市ホームページ等における男女共同参画に関わる情報発信」については、令和6年度の実績値は、広報じょうよう23回掲載、市ホー

ムページアクセス数は18,609アクセスとなっています。

NO. 19「男女共同参画社会に関する調査の実施」については、概ね5年に1回実施することとしており、令和6年度に市民・事業所向けアンケート調査を実施しました。

次に、報告②施策別事業数と実施状況（まとめ）、報告③施策別事業の実施状況等については、計画に掲げる164の施策別事業について、令和6年度の実施状況をまとめたものです。

（会長）

ありがとうございます。何か質疑はありませんか。

（委員）

NO. 15「乳がんの検診受診率」について、無料クーポンの利用率はどのくらいですか。

（事務局）

乳がん検診の無料クーポンの対象となった408人のうち、利用者は112人でした。毎年、100人から120人程度がクーポンを利用して受診しています。

（委員）

クーポンを受け取った人の認識が低いと思います。せめて、クーポンが届いた人には受けてほしいです。

（委員）

会社の健康診断で乳がん検診や子宮がん検診を受けた人は、クーポンは使用されていないのですか。

（事務局）

会社の健康診断で検診を受けた人は、クーポンは使用されていません。会社の健康診断で検診を受けた場合は、市で把握できないため、受診率には含まれていません。

（委員）

会社の健康診断で乳がん検診や子宮頸がん検診をしているところはあまりないのではないかと思います。検診を受ける側への情報が足りないと思います。

（事務局）

クーポンや広報、ホームページなどで啓発しているところですが、情報発信については、担当する健康推進課に確認していきます。

(委員)

NO. 14「DV相談者への支援」について、令和6年度のDV相談件数が減っているのはどのような理由ですか。また、「終結」とはどのような定義ですか。

(事務局)

令和6年度は、DV相談だけでなく、女性相談全体の件数が少ない状況でした。DV相談件数は16件ですが、複数回相談されたケースもあったため、実人数では11人でした。「終結」については、避難されたり、離婚することとして法律相談に移行されたり、状況が一定落ち着いたもので、「夫と安心して過ごせるようになった」といったケースも含めて、終結としています。

(委員)

DV相談の実人数としては、減っていないということですか。

(事務局)

令和5年度の実人数は17人なので、実人数としても減っており、これまでの経過からみても少ない状況です。

(委員)

アンケート調査の結果では、暴力を受けてもどこにも相談しない人が一番多いようです。

(事務局)

よっぽどの状況でなければ、こちらからは介入できないので、まずは相談してもらうことが必要です。

(委員)

令和12年度の目標値達成に向けて、NO. 3「市職員の管理・監督職に占める女性職員の割合」、NO. 5「ワーク・ライフ・バランス推進宣言を行う企業数」、NO. 6「「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス認証企業数」、NO. 10「男女共同参画推進登録団体数」は、重点的に取り組まなければ目標達成は難しいのではないのでしょうか。

(会長)

次の議題である計画改定の検討にあたって、重要な意見になると思います。

NO. 11「市内全域での男女共同参画に関する事業の実施」については、全中学校区での実施が目標となっていますが、どのような達成状況ですか。

(事務局)

全5中学校区で事業実施することとしており、計画には記載していませんが、計画期間の10年間で2巡することを想定しています。令和7年度までに全ての中学校区で実施し、1巡目は達成しています。

(会長)

内容は中学校の生徒向けの事業ではないのですか。

(事務局)

中学校の生徒に向けた事業ではなく、その地域の人に来てもらえるような内容の事業を実施しています。例えば、小学生と保護者が親子で学べる性教育や、男女共同参画に関するデータ展示などを行っています。

(会長)

男女共同参画に関する子ども向けの事業であれば、進路選択などをテーマにすることも考えられると思います。

(事務局)

デートDVなどの問題も伝えたいため、現在は性教育に関する内容を選んで実施しています。

(委員)

NO. 8「女性の就労支援事業数（講座数）」について、講座を実施している働く女性の家の利用者数はどのくらいでしょうか。たくさん講座を実施されていますが、実際の利用状況を教えてください。

(事務局)

働く女性の家の利用者数については、手元に資料がないため、次回の会議で報告します。

(事務局)

働く女性の家は、南部コミセンに併設しているため、人が集まりやすい施設ではありません。

(会長)

働く女性の家については、行くのが不便という声も聞きます。

次に、議事（4）第4次城陽市男女共同参画計画の改定について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議事（４）についてご説明いたします。まず「１．改定の趣旨」ですが、現在の「第４次城陽市男女共同参画計画」は、令和３年度から令和１２年度までの１０年を計画期間とし、策定から５年後に必要な見直しを行うこととしているため、令和７年度に改定を行うものです。

次に「２．主な改定予定」ですが、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和６年４月施行）」に定める基本計画を包含する、としております。補足しますと、これまでの女性支援は、売春防止法を根拠法とし、「売春をなすおそれのある女子の保護更生」を目的として実施されてきました。この考え方では、現代の女性をめぐる課題に適切に対応できないことから、新たな女性支援の根拠法として成立したのが、この法律になります。

今回の改定は、この法律に定める、女性支援のための基本計画を含んだ内容としますが、これまでの計画にもDV被害者支援や生活困窮者への支援などを含んでおりますので、大幅な変更にはならないと考えております。また、従前から、さんさんプランには「女性活躍推進法」及び「DV防止法」に基づく基本計画を包含しています。

次に「３．改定スケジュール」ですが、昨年１０月に、計画の資料となるアンケートを実施し、庁内での調整等を進めてまいりました。審議会での協議は、本日の会議でアンケート結果と計画改定の原案の前半部分、１１月の会議で施策を含む原案全体、１２月にパブリックコメントを実施し、２月の審議会でもパブリックコメント結果と改定案の最終協議を行う予定です。

次に、資料②－１にもとづき、第４次城陽市男女共同参画計画「さんさんプラン」改定版（原案）についてご説明します。本計画は４章立てですが、今回お示しするのは、第１章：計画の策定にあたって、第２章：計画の基本的な考え方となります。

第３章：計画の内容、第４章：計画の推進は、次回の審議会でご覧いただきます。

P１の第１章「計画の改定にあたって」では、計画改定の基礎となる、社会情勢や本市の現状や課題をまとめております。「１計画改定の趣旨」では、さんさんプランが、本市の男女共同参画推進の基礎となること、社会情勢の変化等に対応し、第４次計画の改定を行う旨を記載しております。

P２「２ 計画改定の背景」では、世界・国・京都府での男女共同参画推進に係る、近年の動きを記載しております。「（１）世界の動き」の最後の段落では、令和２年当初から始まった新型コロナウイルスが、女性の経済活動を直撃したことや、DVや性暴力が増加したことを記載しています。

「（２）国の動き」でも２段落目には新型コロナの影響が甚大であったことを記載し、また、ジェンダーギャップ指数において、日本が非常に後れを取っていることを記載しています。以下は箇条書きで、近年の関連する法制度の動向を示しています。また、最後の行ですが、国でも今年度に「第６次男女共同参画基本計画」を策定します。方向性が示され、大きな変更がありましたら、それを追記する予定です。

「（３）京都府の動き」では京都府の男女共同参画に関する制度をあげております。京都府でも、男女共同参画計画にあたる「KYOのあけぼのプラン」の中間見直しをされます。こちらにも、大きな変更点がありましたら、それを追記する予定です。

P 4 「(4) 統計資料で見る社会の状況」ではグラフ等で社会状況を説明しております。「①少子高齢化の進展」について、令和2年の実績では、本市の高齢化率は34.1%となっています。全国が28.7%ですので城陽市が上回っています。一方、15歳未満の年少人口比率は11.4%と全国の12.1%を下回っており、本市の少子高齢化の進展は、全国平均よりも進んでいます。

合計特殊出生率の推移では、本市の合計特殊出生率は全国平均と同程度となっています。

次に、P 5 「②世帯構造の変化」については、世帯類型別構成比の推移では、平成2年と令和2年を比較しますと、30年間で、夫婦と子どもからなる世帯は約23ポイント減少、その他親族世帯（三世帯世帯を含む）の割合も大きく減少しています。一方で夫婦のみ世帯と単独世帯が大幅に増加しています。

65歳以上の単独世帯数推移では、単独世帯はこの30年で約6.6倍となり、女性が約7割を占める状態です。

次に、P 6 「③働く女性の状況」については、性別・年齢層別の労働力率では、城陽市の女性の労働力率は、一部の年代では、全国平均、京都府平均よりもやや低くなっているものの、ほとんど変わりません。

年齢層別の女性労働力率の経年変化では、以前は、出産を機に一旦離職する女性が多いことから30歳代の子育て期に大きく低下して、いわゆる「M字型カーブ」と言われてきましたが、この20年間でM字の底が上昇して、グラフの形状が台形に近づいています。しかし、男性の労働力率とは開きがあります。

男女別の労働力人口と就業率をみると、男性の労働力人口の減少幅に比べて、女性の減少幅は小さくなっています。また就業率は、男性が30年間で約18ポイント以上減少しているのに対して、女性は横ばいで推移しています。男性は、高齢化の影響により、労働力人口が大きく減少しているのに対して、女性は、これまで非労働力人口であった家事専業者が労働力化していることが背景にあると考えられます。

城陽市の共働き世帯の推移では、平成7年に、共働き世帯が片働き世帯（夫が働き、妻が専業主婦の世帯）を上回り、その差は大きくなっています。

全国、京都府の女性の雇用状況の推移では、全国、京都府ともに、正規雇用の割合の減少が続いていましたが、平成29年度から増加に転じています。京都府は全国と比べて正規の割合が低くなっています。

雇用者の構成割合では、城陽市は、女性の正規雇用者は約4割で、パートなどの非正規雇用が依然多いのが実態です。

男女の給与格差の推移では、男性を100とした場合の女性の給与水準を表しています。男女の賃金格差は縮小しつつありますが、正社員・正職員の場合では、女性の給与水準は、男性の78.1%にとどまっています。

妻の就業状態別の夫と妻の仕事時間・家事関連時間の状況では、家事・育児・介護などの時間をみると、妻の就業状態にかかわらず、夫の家事・育児・介護などの時間は、妻に比べて短くなっています。

全国の育児休業の取得状況では、女性は取得が8割を超えています。令和4年に育

児・介護休業法が改正されたことに伴い、男性の取得率も上昇しており、直近では40.5%となっています。

次に、P11「④各分野における女性の参画状況」です。本市市議会議員の女性割合は、令和6年現在で、総数19人中女性が7人で36.8%となっており、国、京都府の割合を大きく上回ります。

審議会等委員の女性割合を見ると、城陽市は、全国平均、府内市町村平均を上回っているものの、計画目標値の35%には達していません。

府、市町村職員における女性管理職の割合では、本市の管理職の女性割合は16.3%で、京都府と同程度となっています。

続きまして、「⑤母子家庭の経済状況」です。ひとり親世帯のうち、母子世帯の年間就労収入は平均で236万円であり、200万円未満の世帯の割合が47.2%、100万円未満の世帯の割合は19.5%に上ります。

次に、P13「⑥女性に対する暴力」です。配偶者間による犯罪の総数について、被害者のうち、およそ9割を女性が占めています。

京都府内のDV関係の相談件数については、配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数は、直近で5,404件、京都府警におけるDV事案等の認知件数は増加傾向にあり、直近では、3,634件となっています。

城陽市男女共同参画支援センター ぱれっとJOYOで受けた女性相談件数はこの10年間で著しい増加はみられません。DVを主訴とする相談は、やや減少傾向にあります。

(会長)

ありがとうございます。何か質疑ありませんか。

(委員)

母子家庭の経済状況については、物価高のなかで、市からの援助もあると思いますが、とても厳しい状況であることが分かります。生活しづらいのではないのでしょうか。

(事務局)

統計資料で示した収入は、就労収入のみなので、手当や養育費は含まれていませんが、それでも厳しい状況にあると思います。新型コロナウイルス感染症が流行した際に、生理の貧困が問題となり、城陽市でも生理用品を配布しましたが、その際にも、「女の子が多い家庭なので助かる」といった声も聞かれました。

(会長)

子ども食堂などの取り組みも増えてきているようです。

(委員)

城陽市の女性の雇用形態は、正規雇用が4割と低い状況であり、そこからも厳しい

状況がうかがえます。

(事務局)

母子世帯の雇用形態なども調べてみるようにします。

(副会長)

学校で生徒や保護者を見ている実感としては、母子世帯の母親は、働いていてもパートで、収入も少なく厳しい状況に感じます。まなび・生活アドバイザーとの面談を通じて、生活保護などの制度を案内することもあります。児童虐待やDVも気にかけてながら、担任はアンテナを張り巡らせて対応しています。

(委員)

城陽市では、食品ロス削減の取り組みをしていると思いますが、いつどこで実施しているのかなど、情報が少ないと思います。

(事務局)

市役所と衛生センターでは、フードロスの受付窓口を常設しています。10月には1週間程度、市内のコミセンや金融機関で実施予定ですので、広報などで案内していきます。

(会長)

生活保護の窓口はどこの部署になりますか。生活保護に対しては、いろんな考えの人がおられるので、プライドやイメージなど心理的ネックの解消が必要だと思います。

(事務局)

生活保護の窓口は福祉課です。DVを受けている人や困窮している人も、心理的な問題で相談されないことが多いです。

(委員)

養育費がきちんと支払われていないという課題もあります。

(委員)

学校が給食を提供することへの賛否がありますが、学校の現場ではどのように感じていますか。

(副会長)

三食のうち一食だけでも給食を提供できることはありがたいと感じています。城陽市は近隣市よりも早くから給食があります。不登校の生徒も給食を食べるために登校することがあります。

(委員)

家庭と学校がそれぞれの役割を担っていければいいと思います。

(事務局)

夏休みなどの長期休暇は、給食がないため大きな負担になるという課題もあります。

(副会長)

市内で運営されている子ども食堂を紹介するなどして、学校がつなぐケースもありました。

(会長)

ヤングケアラーなど、それぞれの子どもにいろいろな状況があり、生活を取り戻していけるよう支援が必要だと思います。

(委員)

多様性や包摂性について、現在、特に海外では逆風がありますが、その状況を踏まえて改めて取り組むことの重要性を、P 2の「計画改定の背景」や、P 24～26の「男女共同参画推進に関する課題の現状」に記載する必要はないでしょうか。

(事務局)

P 25の「⑤多様性の尊重に向けての課題」に一定の内容を記載しています。

(会長)

それでは次に、アンケート調査結果について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

P 17「(2) 男女共同参画に関する意識」については、計画策定の基礎データとするため、市民・事業所アンケートを実施した概要を記載しております。詳細は、本日お配りしました、アンケート報告書をご参照ください。

アンケート結果の考察につきまして、「①男女共同参画に関する意識と行動」では、日本の男女の地位の平等感について聞いたもので、この項目は全体として我が国の男女の地位が平等であるかという問いになりますが、前回調査と比較して「十分平等である」と「ある程度平等である」を足した「平等と感じる割合」は5.5ポイント減少しています。アンケート報告書のP 96から詳細がございしますが、P 97の性別による比較を見ていただきますと全体的に女性よりも男性の方が「平等である」と考える割合が多くなっています。

前回、令和元年の調査では、「平等でない」と考える男性が増える傾向がありました。新聞やニュースなどでそれまで見えていなかった男女格差が報道される機会が増えたことが原因と考えられますが、ここ数年で、それらの格差を是正する法改正など

があり、男性が「平等になった」と感じる機会が増えたものと考えております。ただ、女性の平等感は、ほとんど上昇していないという状況が続いています。

次に、原案のP18に「性別役割分担意識の変化に対して現実の行動変容は伴っていない」と記載していますが、アンケート報告書のP23「結婚感等について」の性別ごとの結果を参考にご覧ください。「男は仕事、女は家庭という考え方に同意する」の部分では、男性は「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」を合わせた、この考え方に否定的な割合は8割以上となっています。しかし、「家事の役割分担」についての結果を見ていただくと、ほとんどの家事を主に女性が行っている状況です。意識の変化に実態が伴っていない状況となっています。

「②男女の人権問題意識」については、事業所アンケートでの、ハラスメントに対する取り組みについての問いです。取り組みが「特にない」が37.1%ですので、何らかの取り組みをやっている事業所が6割以上となっております。

「ハラスメントなどの相談事例の有無」ではパワハラ・セクハラ相談があった事業所が若干伸びております。

「③女性に対する暴力」については、DVに関してアンケート報告書のP74から結果があります。大きな増減はありませんが、依然として配偶者やパートナー、交際相手からの暴力を受けた人が一定数見られております。またDVの相談について、原案のP20「パートナー間で暴力を受けたふりつた時の相談相手」ですが、どこにも相談しなかったというのが5割以上となっております。相談するほどでもなかったという考えが多いのですが、安心して相談できる窓口の周知が重要だと考えております。「市の女性相談の認知度」は女性で43.1%と前回から9.1ポイント増加していますが、認知度向上に取り組んでいきたいと思っております。

「④男女共同参画を目指した取り組み」については、「男女共同参画社会を目指して取り組むべきこと」という問いに対して、男女とも一番多かったのが「女性が働きやすい環境を整備するための施策を充実する」となっており、職業生活についての希望が多くなっています。

原案のP22は「問題を抱える女性の自立支援のために強化する取り組み」を尋ねたものです。専門性のある女性相談員の配置、緊急時の一時保護対応などが多くなっています。

「⑤事業所における働き方改革や女性活躍の推進」については、社会的な意識向上があり、ほとんどの事業所で「取り組む必要を感じている」「積極的に取り組むつもりである」となっております。

(会長)

ありがとうございます。何か質疑ありませんか。

(副会長)

アンケート報告書のP97では、学校教育の場で男女の地位が平等だと感じる割合が、半分程度しかなくショックを受けています。学校教育の場は男女平等だと思って

いますし、女性の割合が高い職場でもありますし、なぜこのような結果になっているのか教えてほしいです。

(委員)

学校で不平等を感じているというよりは、社会全体として平等感が低いので、その影響が結果に出たのではないのでしょうか。

(委員)

アンケート報告書のP14で、回答者は60歳以上が約6割を占めている点にも注意が必要だと思います。将来に向けて取り組むには、全体の結果とは違う面も見ていく必要があると思います。

(会長)

結果的に大学の専攻分野は男女で大きく異なり、職業も男女で偏りがあります。教育の場で男女が平等であれば、専攻分野や職業も同じになるはずですが、現実はそうなっていません。学校だけでなく、文化や親の影響、また、様々な情報の影響を受けた結果かもしれません。

(委員)

アンケート報告書のP100に年齢別の結果があるので、それも参考になると思います。

(副会長)

年齢別で見ても、10歳代・20歳代の若い人の方が、より不平等を感じていることがショックです。

(委員)

男女の機会はイコールでも、結果はイコールになっていないので、不平等を感じているのかもしれませんが。

(事務局)

10歳代・20歳代の回答数は22人と少ないので、これで若者の声を拾えているかどうかという問題もあります。制度的に平等であっても、例えば、進路指導の時に「女の子がそんなに遠い大学に行かなくても、、」と言われた一言を不平等に感じているとか、それぞれにそう感じる要素があったのかもしれませんが。また、若い世代は教育の場では男女平等が当たり前になっているので、女性だけが優遇されている場面に男性が不平等を感じることもあるようです。

(会長)

教育の場での男女平等について、先生のなかで話すことはないですか。

(副会長)

ありません。女性の教員から差別されているという話もなく、平等だと思っています。

(委員)

統計データとして問題がないなら、このアンケート結果を無視するわけにはいかないので、この結果を踏まえて考えていくことになると思います。

(会長)

最後に、全体を通してご意見などあればお願いします。

(委員)

資料や会議を通して、現状を知ることができて勉強になりました。若い世代にもアンケートを返してもらえるような仕組みがあればと思います。また、今は相談できていない人が、相談できるような方法があればいいと思いました。

(委員)

全部やらないといけないことだとは思いますが、取り組む項目が多いので、項目を絞って対応することも必要だと思います。また、アンケートについては、回収数を増やす方法を考える必要があると思いました。

(委員)

文章表現の書きぶりなど気になった点については、直接事務局に伝えておきます。近年の男女平等のアンチに対しての記述を、この計画のなかに入れるかどうかですが、さらっとでも触れられないか、とも思います。

(会長)

ほかに質疑がないようでしたら、本日の議事はこれで終了したいと思います。本日の議事録については、委員の意見の集約を事務局にお願いし、整理いただきたいと思います。皆さま、お疲れ様でした。